

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

| | |
|----|--|
| 件名 | 住民基本台帳ネットワークシステムによる戸籍の附票記載事項通知の送受信のための外部結合について |
|----|--|

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第17条第4項（法令に基づく外部電子計算機との結合）

（担当部課：地域文化部戸籍住民課住民記録係）

事業の概要

| | |
|------|---|
| 事業名 | 住民基本台帳ネットワークシステムによる戸籍の附票記載事項通知の送受信のための外部結合 |
| 担当課 | 戸籍住民課 |
| 目的 | 住民基本台帳法の改正に伴い、住民基本台帳ネットワークシステムによる戸籍の附票記載事項通知の送受信を確実にかつ効率的に行うため |
| 対象者 | 1 送信 新宿区の住民基本台帳に記録されている日本人住民 2 受信 新宿区の戸籍簿に記録されている者 |
| 事業内容 | <p>1 概要</p> <p>「戸籍の附票記載事項通知」とは、住所地区市町村が、転入届等に基づき住民票の記録等をした時に、戸籍の附票を修正するために、本籍地区市町村に対して行う通知のことである（住民基本台帳法第19条第1項）。</p> <p>住民基本台帳法の改正に伴い、同法第19条第4項が追加され、平成24年7月9日から、戸籍の附票記載事項通知については、「郵便による通知」から「住民基本台帳ネットワークシステムの専用回線を通じて行うもの」に変更された。</p> <p>このため、戸籍の附票記載事項通知の送受信について、住民基本台帳ネットワークシステムの専用回線により行うことができるよう外部結合を行った（※1）。</p> <p>2 対象者数（平成24年7月1日現在）</p> <p>① 送信：286,551人</p> <p>② 受信：389,194人</p> <p>※1 別紙「システム概要図」参照</p> |

件名 住民基本台帳ネットワークシステムによる戸籍の附票記載事項通知の送信
のための外部結合について

| | |
|-------------------------|---|
| 保有課(担当課) | 戸籍住民課 |
| 登録業務の名称 | 住民基本台帳 |
| 結合される情報項目(だれの、どのような項目か) | <p>【新宿区の住民基本台帳に記録されている日本人住民に係る情報項目】</p> <p>① 氏名(漢字) ② 氏名(カナ) ③ 生年月日 ④ 性別 ⑤ 本籍 ⑥ 筆頭者の氏名(漢字) ⑦ 新しい住所 ⑧ 今までの住所 ⑨ 新しい世帯主名(漢字) ⑩ 今までの世帯主名(漢字) ⑪ 続柄 ⑫ 異動事由 ⑬ 異動年月日 ⑭ 届出年月日 ⑮ 住所を定めた年月日</p> |
| 結合の相手方 | 他の区市町村 |
| 結合する理由 | <p>従来、戸籍の附票記載事項通知は、住所地区市町村から本籍地区市町村へ郵送していた。</p> <p>住民基本台帳法の改正により、平成24年7月9日から、住民基本台帳ネットワークシステムの専用回線を通じて、戸籍の附票記載事項通知の送信を行うことになったため、外部結合を行った。</p> |
| 結合の形態 | 住民基本台帳ネットワークシステムによる上記情報項目の送信 |
| 結合の開始時期と期間 | 平成24年7月9日から(以降継続) |
| 情報保護対策 | <ol style="list-style-type: none"> 1 通信は、専用回線を使用し、ファイアウォールによる通信制御を行う。 2 通信により交換するデータは、暗号化を実施する。 3 端末機の取扱いに際しては、操作者識別カード及び暗証番号により、正当なアクセス権限があることを確認する。 4 上記に掲げるもののほか、住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報保護に関する条例及び当該条例施行規則並びに「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年6月10日総務省告示第334号)」を遵守する。 |

**件名 住民基本台帳ネットワークシステムによる戸籍の附票記載事項通知の受信
のための外部結合について**

| | |
|-------------------------|--|
| 保有課(担当課) | 戸籍住民課 |
| 登録業務の名称 | 戸籍の附票 |
| 結合される情報項目(だれの、どのような項目か) | <p>【新宿区の戸籍簿に記録されている者に係る情報項目】</p> <p>① 氏名(漢字) ② 氏名(カナ) ③ 生年月日 ④ 性別 ⑤ 本籍 ⑥ 筆頭者の氏名(漢字) ⑦ 新しい住所 ⑧ 今までの住所 ⑨ 新しい世帯主名(漢字) ⑩ 今までの世帯主名(漢字) ⑪ 続柄 ⑫ 異動事由 ⑬ 異動年月日 ⑭ 届出年月日 ⑮ 住所を定めた年月日</p> |
| 結合の相手方 | 他の区市町村 |
| 結合する理由 | <p>従来、戸籍の附票記載事項通知は、住所地区市町村から本籍地区市町村へ郵送していた。</p> <p>住民基本台帳法の改正により、平成24年7月9日から、住民基本台帳ネットワークシステムの専用回線を通じて、戸籍の附票記載事項通知の受信を行うことになったため、外部結合を行った。</p> |
| 結合の形態 | 住民基本台帳ネットワークシステムによる上記情報項目の受信 |
| 結合の開始時期と期間 | 平成24年7月9日から(以降継続) |
| 情報保護対策 | <p>1 通信は、専用回線を使用し、ファイアウォールによる通信制御を行う。</p> <p>2 通信により交換するデータは、暗号化を実施する。</p> <p>3 端末機の取扱いに際しては、操作者識別カード及び暗証番号により、正当なアクセス権限があることを確認する。</p> <p>4 上記に掲げるもののほか、住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報保護に関する条例及び当該条例施行規則並びに「電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年6月10日総務省告示第334号)」を遵守する。</p> |